

令和 2 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和 3 年 11 月

大阪国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査の件数は大幅に減少したが、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査し、1件当たりの追徴税額は増加
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が3千件（前事務年度6千4百件）、着眼調査が7百件（同2千5百件）であり、合計3千6百件（同8千9百件）、このほか、簡易な接触の件数は7万2千9百件（同5万4千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は7万6千5百件（同6万2千9百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4万3千7百件（同4万8百件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、498億円（同858億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは469億円（同784億円）、着眼調査によるものは29億円（同74億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は338億円（同428億円）となっており、調査等合計では836億円（同1,285億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、117億円（同170億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは114億円（同165億円）、着眼調査によるものは2億円（同5億円）となっています。

なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、322万円（同192万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。

- また、簡易な接触による追徴税額は33億円（同36億円）となっており、調査等合計では150億円（同206億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	件	6,402		2,459		8,861		54,010		62,871		
		2,964	46.3%	659	26.8%	3,623	40.9%	72,898	135.0%	76,521	121.7%	
申告漏れ等の 非違件数	件	5,781		1,774		7,555		33,254		40,809		
		2,697	46.7%	498	28.1%	3,195	42.3%	40,473	121.7%	43,668	107.0%	
申告漏れ 所得金額	百万円	78,372		7,388		85,760		42,751		128,511		
		46,893	59.8%	2,931	39.7%	49,824	58.1%	33,791	79.0%	83,615	65.1%	
追徴税額	本税	百万円	14,041		467		14,508		3,482		17,990	
			9,857	70.2%	214	45.8%	10,071	69.4%	3,198	91.8%	13,269	73.8%
	加算税	百万円	2,430		63		2,493		70		2,563	
		1,567	64.5%	30	47.6%	1,597	64.1%	99	141.4%	1,696	66.2%	
	計	百万円	16,472		529		17,001		3,551		20,552	
			11,424	69.4%	244	46.1%	11,668	68.6%	3,297	92.8%	14,965	72.8%
一件当たり	申告漏れ 所得金額	万円	1,224		300		968		79		204	
			1,582	129.2%	445	148.3%	1,375	142.0%	46	58.2%	109	53.4%
	本税	万円	219		19		164		6		29	
			333	152.1%	33	173.7%	278	169.5%	4	66.7%	17	58.6%
加算税	万円	38		3		28		0.1		4		
		53	139.5%	5	166.7%	44	157.1%	0.1	100.0%	2	50.0%	
	計	万円	257		22		192		7		33	
			385	149.8%	37	168.2%	322	167.7%	5	71.4%	20	60.6%

- (注) 1 令和2年7月から令和3年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。
2 上段は、前事務年度の件数である。
3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

➤ 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1千6百件(前事務年度2千3百件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1千2百件(同1千9百件)となっています。

申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、164億円(同240億円)となっています。

事務年度等 項目	元事務年度	2事務年度	対前年比
① 調査等件数	件 2,309	件 1,586	% 68.7
土地建物等	1,508	1,189	78.8
株式等	801	397	49.6
② 申告漏れ等の 非違件数	件 1,948	件 1,248	% 64.1
土地建物等	1,204	908	75.4
株式等	744	340	45.7
③ 非違割合 (② / ①)	% 84.4	% 78.7	ポイント ▲ 5.7
土地建物等	79.8	76.4	▲ 3.5
株式等	92.9	85.6	▲ 7.2
④ 申告漏れ所得金額	億円 240	億円 164	% 68.5
土地建物等	171	129	75.8
株式等	69	35	50.5
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 1,038	万円 1,036	% 99.8
土地建物等	1,133	1,089	96.1
株式等	859	876	102.0

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり実地調査の件数は大幅に減少したが、無申告等の調査を重点的に実施することにより、1件当たりの追徴税額は増加
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1千8百件(前事務年度4千3百件)、着眼調査が2百件(同1千2百件)であり、合計2千件(同5千5百件)、このほか、簡易な接触の件数は1万7百件(同4千9百件)となっています。
- これらの調査等の合計件数は1万2千7百件(同1万4百件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は6千9百件(同7千1百件)となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、31億円(同66億円)であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは31億円(同63億円)、着眼調査によるものは0.7億円(同3億円)となっています。

なお、実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、155万円(同120万円)となっており、前事務年度に比べ増加しています。

- また、簡易な接触による追徴税額は8億円(同3億円)となっており、調査等合計では39億円(同69億円)となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比			
調査等件数	4,326		1,205		5,531		4,891		10,422		
	1,805	41.7%	210	17.4%	2,015	36.4%	10,653	217.8%	12,668	121.6%	
申告漏れ等の非違件数	3,819		982		4,801		2,289		7,090		
	1,586	41.5%	171	17.4%	1,757	36.6%	5,102	222.9%	6,859	96.7%	
追徴税額	本税	5,289		269		5,557		277		5,834	
		2,562	48.4%	55	20.4%	2,618	47.1%	738	266.4%	3,355	57.5%
	加算税	1,039		52		1,091		11		1,101	
	495	47.6%	13	25.0%	508	46.6%	25	227.3%	533	48.4%	
	計	6,327		321		6,648		287		6,936	
		3,057	48.3%	68	21.2%	3,126	47.0%	763	265.9%	3,888	56.1%
一件当たり	本税	122		22		101		6		56	
		142	116.4%	26	118.2%	130	128.7%	7	116.7%	26	46.4%
	加算税	24		4		20		0.2		11	
	27	112.5%	6	150.0%	25	125.0%	0.2	100.0%	4	36.4%	
	計	146		27		120		6		67	
		169	115.8%	33	122.2%	155	129.2%	7	116.7%	31	46.3%

(注) 1 令和2年7月から令和3年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

【1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額はともに過去最高】

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、304件（前事務年度612件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,996万円（同2,089万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,582万円（同1,224万円）に比べ2.5倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は121億円（同128億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は1,218万円（同665万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の385万円（同257万円）に比べ3.2倍となっています。また、追徴税額の総額は37億円（同41億円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は1,451万円（同917万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の385万円（同257万円）に比べ3.8倍と高額となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	元事務年度	2事務年度			
調査件数	612	304	49.7%	2,964	
申告漏れ等の非違件数	515	275	53.4%	2,697	
申告漏れ所得金額	128	121	94.5%	469	
追徴税額	41	37	90.2%	114	
一件当たり	申告漏れ所得金額	2,089	3,996	191.3%	1,582
	追徴税額	665	1,218	183.2%	385

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	元事務年度	2事務年度			
調査件数	258	146	56.6%	2,964	
申告漏れ等の非違件数	215	135	62.8%	2,697	
申告漏れ所得金額	75	57	76.0%	469	
追徴税額	24	21	87.5%	114	
一件当たり	申告漏れ所得金額	2,903	3,936	135.6%	1,582
	追徴税額	917	1,451	158.2%	385

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

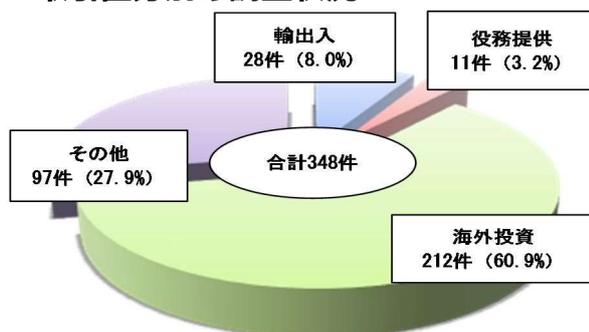
【1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額はともに過去最高】

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、348件（前事務年度681件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,643万円（同2,164万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,582万円（同1,224万円）と比べ1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は92億円（同147億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は861万円（同553万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の385万円（同257万円）と比べ2.2倍となっています。また、追徴税額の総額は30億円（同38億円）に上ります。

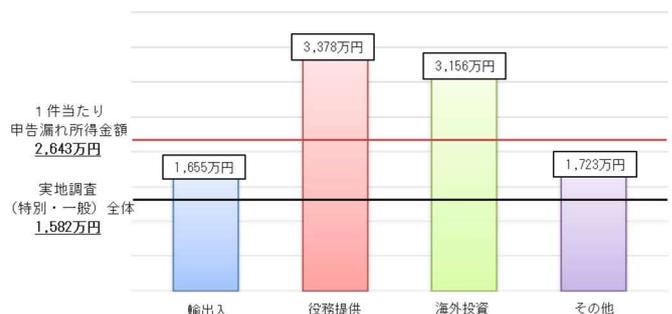
○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等		対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		元事務年度	2事務年度		
調査	件数	681	348	51.1%	2,964
申告漏れ等の非	件数	604	304	50.3%	2,697
申告漏れ所得	金額	147	92	62.6%	469
追徴	税額	38	30	78.9%	114
1件当たり	申告漏れ所得	2,164	2,643	122.1%	1,582
	追徴税額	553	861	155.7%	385

○ 取引区分別の調査状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



(注) ()内の数値は構成比

- 1 「輸出入」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 「その他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況 【新たな分野の経済活動も的確に申告漏れを把握】

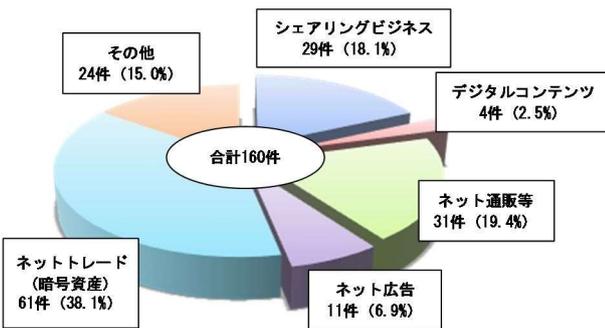
- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、160件（前事務年度345件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,854万円（同1,385万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,582万円（同1,224万円）に比べ1.2倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は30億円（同48億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は570万円（同294万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の385万円（同257万円）に比べ1.5倍となっています。また、追徴税額の総額は9億円（同10億円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況

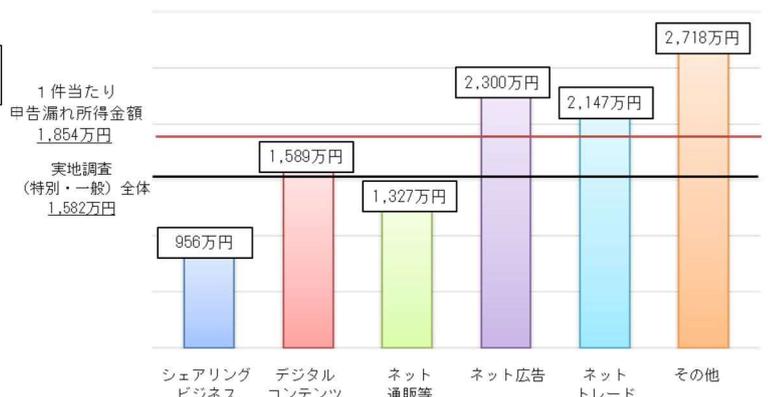
項目	事務年度等		対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	元事務年度	2事務年度			
調査件数	345	160	46.4%	2,964	
申告漏れ等の非違件数	310	143	46.1%	2,697	
申告漏れ所得金額	48	30	62.5%	469	
追徴税額	10	9	90.0%	114	
一件当たり	申告漏れ所得金額	1,385	1,854	133.9%	1,582
	追徴税額	294	570	193.9%	385

○ 取引区分別の調査状況



（注）（ ）内の数字は構成比
（参考）：主な取引例
1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
5 ネットトレード (暗号資産)・・・FXなどのネットトレード、暗号資産など
6 その他・・・1～5に該当しない新分野の経済活動に該当する取引

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



4 無申告者に対する調査状況

【消費税無申告者に対する1件当たりの追徴税額は過去最高】

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和2事務年度においては、321件（前事務年度855件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,291万円（同2,160万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,582万円（同1,224万円）に比べ1.4倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は74億円（同185億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は301万円（同306万円）となっています。また、追徴税額の総額は10億円（同26億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和2事務年度においては、620件（同1,569件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は282万円（同226万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の169万円（同146万円）の1.7倍となっています。また、追徴税額の総額は17億円（同35億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査状況

<所得税>

項目	事務年度等		2事務年度 実地調査 (特別・一般)全体	
	元事務年度	2事務年度 対前年比		
調査件数 件	855	321 37.5%	2,964	
申告漏れ所得金額 億円	185	74 40.0%	469	
追徴税額 億円	26	10 38.5%	114	
1件当たり	申告漏れ所得金額 万円	2,160	2,291 106.1%	1,582
	追徴税額 万円	306	301 98.4%	385

<消費税>

項目	事務年度等		2事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	元事務年度	2事務年度 対前年比	
調査件数 件	1,569	620 39.5%	1,805
追徴税額 億円	35	17 48.6%	31
1件当たり追徴税額 万円	226	282 124.8%	169

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	商工業デザイナー	2,636	374	16
2	保険代理業	1,535	296	-
3	特定貨物自動車運送	1,531	679	-
4	プログラマー	1,502	361	-
5	清掃業	1,425	362	12
6	とび工事	1,423	649	-
7	歯科技工士	1,416	215	-
8	鉄骨、鉄筋工事	1,365	397	-
9	屋根工事	1,339	536	-
10	解体工事	1,311	477	6

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成23事務年度		平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ金額 万円								
1	くず紙卸売業	3,002	パチンコ	5,362	貸金業	10,341	風俗業	2,516	風俗業	2,036
2	風俗業	2,311	医薬品小売業	2,213	風俗業	9,159	食肉卸売業	1,542	人材派遣	1,650
3	パチンコ	1,591	風俗業	1,998	くず紙卸売業	1,761	廃棄物処理業	1,526	医薬品小売業	1,148
4	貸金業	1,549	貸金業	1,919	食肉小売業	1,684	整形外科医	1,357	解体工事	1,003
5	繊維受託加工	1,310	食肉卸売業	1,827	廃棄物処理業	1,568	一般機械器具卸	1,163	鉄骨・鉄筋工事	999

	平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ金額 万円	業種目	1件当たり申告漏れ金額 万円
1	風俗業	1,805	キヤバクラ	2,715	風俗業	2,424	すし	2,406	商工業デザイナー	2,636
2	食肉小売業	1,465	機械器具部品修理	2,000	人材派遣	1,902	風俗業	2,363	保険代理業	1,535
3	特定制貨物自動車運送	1,198	すし	1,645	不動産代理仲介	1,759	くず金・くず鉄卸	1,683	特定制貨物自動車運送	1,531
4	防水工事	1,165	パ	1,612	機械器具部品修理	1,588	パ	1,430	プロگرام	1,502
5	ダンブ運送	1,117	風俗業	1,423	清掃業	1,551	冷暖房設備工事	1,414	清掃業	1,425

(注) 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。